

環政第221号 平成30年7月4日

奈良県環境審議会

会長 久 隆浩 様

奈良県知事 荒井 正吾



環境影響評価準備書に対する意見について(諮問)

和歌山県環境影響評価条例の規定により、下記のとおり環境影響評価準備書の公告がなされ、同条例第39条の規定に基づき、和歌山県知事より協議がありましたので貴審議会の意見を求めます。

記

環評第 30-1 号案件

(和歌山県環境影響評価条例の規定により環境影響評価を行う対象事業)

1. 準備書の公告 平成30年7月11日

2. 事業者の名称

氏名

: 橋本市

住所

:和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

3. 対象事業の名称等

名称

: (仮称) あやの台北部用地整備事業

種類

: 工業団地造成事業その他の工業団地の造成事業

規模

:対象事業実施区域の面積 約 140ha

位置

:和歌山県橋本市隅田町平野、隅田町山内、隅田町真土地内

和歌山県環境影響評価条例 (抜粋)

(準備書についての公告及び縦覧)

第十四条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二四条例八一・一部改正)

(隣接府県の知事との協議)

第三十九条 知事は、関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する府県の知事と協議するものとする。